

重要事項説明書 及び 契約書

TUKI-YU 株式会社
相談支援事業所 Peace

【 計画相談支援 】 重要事項説明書

※ 本事業所では、利用者等に対して障がい者総合支援法、児童福祉法に基づく計画相談支援サービスを提供します。計画相談支援の利用は、原則として介護給付費等または地域相談支援給付費等の支給決定を受けた方が対象となります。

1. 事業者

名称	TUKI-YU 株式会社
所在地	福岡県北九州市小倉南区企救丘六丁目 14 番 8 号
電話番号	093 - 963 - 7472
代表者氏名	代表取締役 坂本 佐登美
設立年月日	令和 6 年 6 月 3 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	特定相談支援事業（ 4037700558 ） 障害児相談支援事業（ 4077700138 ）
事業の目的	利用者等の意思、人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な相談支援の提供を確保することを目的とする。
事業所の名称	相談支援事業所 Peace
事業所の所在地	福岡県北九州市小倉南区企救丘六丁目 14 番 8 号
電話番号	携帯：090-2042-2688 Tel/Fax：093 - 963 - 7472
管理者氏名	坂本 佐登美
事業所の運営方針について	利用者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者等または障がい児の保護者の選択に基づき、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。
開設年月日	令和 6 年 9 月 1 日
事業所が行なっている他の業務	該当なし

3. 事業実施地域

北九州市内とする

4. 営業時間

営業日	月曜日 ～ 金曜日 (ただし土日祝日及び 8/13 ～ 8/15、12/30 ～ 1/3 は除く)
受付時間	月曜日 ～ 金曜日 8:30 ～ 17:30
サービス提供時間帯	月曜日 ～ 金曜日 8:30 ～ 17:30

5. 職員の体制

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1.管理者	1 名	名	1 名	1 名	運営指揮・命令
2.相談支援専門員	1 名	名	1 名	1 名	相談・計画作成

当事業所では、計画相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※常勤換算：職員それぞれの週当たりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数

(例：週 40 時間) で除した数です。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 提供するサービス

(サービス利用支援)

- ①事業者は、次の各号に定める事項を相談支援専門員に担当させサービス利用の支援をします。作成に当たっては、継続的、計画的に適切な保険、医療、福祉、就労支援等のサービスの利用が継続的かつ効率的に行われるようにします。
- ②当該地域における障がい福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用者等の情報を適正に利用者等及びその家族に提供します。
- ③利用者等の居宅等を訪問し利用者等及び家族に面接を行い、利用者等の心身の状況、環境、日常生活全般の状況、サービスの利用意向等の評価を行い、解決すべき課題等(アセスメント)を把握します。
- ④解決すべき課題等に対応する福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者等及び家族の意向等を踏まえ総合的援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目的及びその達成時期、種類、内容等やサービスを提供する上での留意点、モニタリング期間に係る提案を盛り込んだサービス等利用計画案を作成します。
- ⑤当該サービス等利用計画案の内容について、利用者等及びその家族に説明し、同意を得て交付します。
- ⑥支給決定もしくは支給決定の変更決定、または地域相談支援給付決定後に障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成し利用者等または家族に説明し、利用者の同意を得て交付します。

(継続サービス利用支援)

- ①相談支援専門員は、サービス事業者等に対して、サービス等利用計画に基づき、サービスが提供されるよう、サービス事業者等との連携調整を行います。
- ②相談支援専門員は、サービス等利用計画作成後は継続支援サービスとして、利用者等及び家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行う事によりサービス等利用計画の実施状況の把握を行い必要に応じて当該計画の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ③相談支援専門員は、サービス等利用計画の実施状況の把握にあたり、継続支援サービスとして必要なモニタリングを実施します。また、利用者等の状況に著しい変化があったときは、利用者等の居宅を訪問し、利用者等及び家族に面接します。
- ④利用者等が居宅において日常生活を営むことが困難と認められる場合または利用者等が障がい者施設等への入院または入所を希望する場合には、障がい者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。
- ⑤サービス等利用計画の変更
利用者等がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者等双方の合意に基づきサービス等利用計画を変更します。

(2) 利用料金

基本的に計画相談支援サービスに関する利用料金については、ご利用者等の自己負担金等はかかりません。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交代する場合は、予め利用者等に説明するとともに、利用者等及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。利用者から特定の相談員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等に遠慮なくご相談下さい。

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者等の求めに応じてその内容を開示します。

保存期間は、相談支援サービスを提供した日から5年間です。

【 閲覧・複写の受付 8:30 ~ 17:00 】

※開示に際して必要な複写料などの諸費用は利用者等の負担となります。

9. 業務継続計画について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して事業の提供を継続的

に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

10. 緊急時の対応

サービス提供に当たり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前打ち合わせに基づき主治医、救急期間等に連絡します。

11. 苦情等の受付について

(1) 苦情対応窓口

サービスに対する苦情やご意見などは以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情対応窓口(担当者) 坂本 佐登美
- 受付時間 8:30 ~ 17:00
- 電話番号 093 - 963 - 7472

12. 虐待の防止について

事業者は、虐待に関する責任者を定め、成年後見制度の利用支援や従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施に努めます。

- 責任者 坂本 佐登美

13. 個人情報の使用について

(1) 使用する目的

- ・ 事業者が、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する法令に基づき、私に行うサービスを円滑に実施するため、サービス担当者会議または私が利用する他のサービス事業者等と情報の共有が必要な場合。
- ・ 病状の急変が生じた場合の主治医当への連絡。
- ・ 緊急時や災害時において生命、身体の保護のため、私の安否情報を行政に提供する場合。

(2) 使用に当たっての条件

ア 個人情報の提供は、上記(1)に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

イ 事業者は、私及びその家族の情報を使用することや会議等の内容、参加者、経過等について記録しておくこと。

(3) 個人情報の内容

ア 氏名や住所、健康状態や病歴、家庭状況等事業所が、サービスを提供するために最小限必要な利用者等やその家族個人に関する情報。

イ その他利用者等及びその家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうる情報。

(4) 使用する機関

サービス提供契約期間に準ずる。

【 相談支援事業所 Peace 】 契約書

利用者_____（以下「利用者等」という）と事業者 TUKI-YU 株式会社（以下「事業者」という）は、障害総合支援法、児童福祉法に基づく計画相談支援事業の利用について、次の通り契約します。

第 1 条（契約の目的）

事業者は、障害者総合支援法、児童福祉法等の関係法令及びこの契約に従い、利用者等に対して、適正な計画相談支援サービスを提供することを目的とします。

第 2 条（契約の有効期間）

1. この契約の契約期間は、令和____年____月____日から「障害福祉サービス受給者証」「地域生活支援事業受給者証」「障害児入所・通所支援受給者証」に記載された支給期間の満了日までとします。
2. この契約期間満了日の 7 日前までに、利用者等からの契約終了の意思表示がない場合は、自動的に更新します。
3. 自動的に更新する場合の契約期間満了日は、新たな支援決定の申請により更新決定された支給期間の満了日までとします。

第 3 条（サービス提供の内容等）

1. 利用者等が提供を受けるサービスの内容は、重要事項説明書に記載している通りです。
2. 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者等の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を行います。

第 4 条（サービス提供の記録等）

1. 事業者は、サービスを提供した際には、提供内容に関する記録を行います。
2. 事業者は、サービス等利用計画の記録を作成した後 5 年間はこれを適正に保存し、利用者等または家族の求めにより閲覧に応じ、または利用者等の実費負担によりその写しを交付します。

第 5 条（施設入所への紹介）

事業者は、利用者等がその居宅において日常生活を営むことが困難と認められる場合、または利用者等が障がい者支援施設等への入院または入所を希望する場合には、障がい者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

第 6 条（サービス利用に対する負担額）

基本的にサービス利用に対する利用者等の自己負担金等はかかりません。

第 7 条（利用者の解約権）

1. 利用者等は、事業者に対していつでも 1 週間以上の予告期間をもって、通知することにより、この契約を解約することができます。
2. 利用者は、次のいずれかの事由が発生した場合は、直ちに、この契約を文章により解約することができます。
 - (1) 事業者が、定められたサービスを提供しないとき。
 - (2) 事業者が、この契約に違反したとき。
 - (3) 事業者が、利用者等やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき。

第 8 条（事業者の解約権）

事業者は、利用者等が故意に法律違反やその他、音信不通等著しい不信行為をなし、再三の申し入れにかかわらず改善の見込みがなく、契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文章により、2 週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

第 9 条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) この契約期間の満了日の 7 日前までに、利用者から契約終了の意思表示があり、契約期間が満了したとき。
- (2) 利用者から第 7 条 1 項に定める通知がなされ、予告期間が満了したとき。
- (3) 第 7 条 2 項に定める事由により、利用者等から文章による解約通知がなされたとき。
- (4) 事業者から、第 6 条に定める文章による解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (5) 次の理由で利用者等にサービスを提供できなくなったとき。
 - ア 利用者等が計画相談支援事業の**支給決定の取り消し**を受けたこと。
 - イ 利用者等が**死亡**したこと。
 - ウ 利用者等の所在が連続して **1 ヶ月以上不明**であること。

第 10 条（契約終了時の援助）

契約を解約または終了する場合には、事業者は本人及び家族、区保健福祉センター等の関係機関と協議し、利用者等の日常生活を維持する見地から、必要な情報を提供するなどの援助を行います。

第 11 条（事故時等の対応）

事業者は、サービス提供に際して利用者等の怪我や体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を速やかに行います。

第 12 条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供にあたって利用者等の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者に故意な過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

第 13 条（秘密保持）

1. 事業者は、業務上知り得た利用者等及びその家族に関する秘密や個人情報については、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後に、第三者に漏らすことはありません。
2. 事業者は、文書により、利用者等の個人情報は利用者等の同意を、利用者等の家族の個人情報は家族の同意を得て、必要な範囲内で用いることができます。ただし、利用者等が同意の判断をすることが困難な場合は、その家族から同意を得ます。

第 14 条（苦情対応）

1. 利用者等は提供されたサービスに対して苦情がある場合は、事業者に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 事業者は、苦情対応窓口を設置し、責任者及びその連絡先を明らかにすると共に、苦情の申し立て又は相談があった場合には、速やかにかつ誠実に対応します。
3. 事業者は、利用者等が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

第 15 条（利用者代理人）

利用者等は、この契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じる時は、予め選任した代理人をもって行わせることができます。

第 16 条（裁判管轄）

この契約に関する訴訟については、利用者等の所在地（居住地）を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第 17 条（契約外条項等）

この契約及び障害者総合支援法、児童福祉法等の関係法令で定められていない事項については、同法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。

令和 年 月 日

計画相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を受け、個人情報の使用に同意します。また、契約が成立したことを証するため、本契約書を2通作成し、利用者及び事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

【利用者】

住 所

名 前

印

【保護者(利用者が児童の場合)または上記代理人(代理人を選任した場合)】

住 所

名 前

印

【事業者】

所在地 北九州市小倉南区企救丘六丁目14番8号

事業者名 TUKI-YU 株式会社

代表取締役 坂本 佐登美

(立会人)

注)「立会人」欄には、本人と共に契約内容を確認する方がいる場合に記載してください。

「立会人」は、契約上の法的な義務を負うものではありません。

住 所

名 前

印